

## ○福島町学校選択制に関する要項

平成29年12月12日  
教委訓令第3号

### (目的)

第1条 この要項は、福島町立小・中学校通学区域の取扱要項(以下「取扱要項」という。)第3条第2項に定める福島町学校選択制の実施について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (方法)

第2条 通学区域(取扱要項第2条別表第1)は変更せず、次の各項に掲げる方法で、実施するものとする。

- 2 町内に住所を有する者で、小学校に入学しようとする者の保護者は、町内2校の小学校の中から希望する小学校を選択し、別に定める希望申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。
- 3 町内転居する者の保護者は、その時点で小学校を選択し、別に定める希望申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。
- 4 町外から町内に転入する者の保護者は、その時点で小学校を選択し、別に定める希望申請書(様式第1号)を教育委員会に提出するものとする。
- 5 既に小学校に在籍している児童にあつては、在校中の進級時に1回だけ希望する小学校を選択し、別に定める希望申請書(様式第1号)を教育委員会に提出することができる。
- 6 教育委員会は、この申請を受けて、この要項の定めるところにより就学の指定を行うものとする。

### (受入可能人数)

第3条 教育委員会は、小学校ごとに生徒の受入可能人数を決定する。

- 2 受入可能人数の決定に際しては、各小学校の施設状況を踏まえ、各小学校の校長と協議するものとする。

### (小学校の指定)

第4条 教育委員会は、通学区域の小学校を選択した保護者には、当該小学校を就学すべき学校として指定し、通学区域外の小学校を選択した保護者には、当該小学校の受入可能人数を超える場合を除き、当該小学校を就学すべき学校として指定する。

- 2 受入可能人数を超えた小学校については、通学区域外の小学校を選択した保護者を対象に、抽選を行い、就学すべき学校の指定を行う。
- 3 抽選により当選した保護者については、当該選択した小学校を就学すべき学校として指定し、抽選により当選しなかつた保護者については、通学区域の小学校を就学すべき学校として指定する。
- 4 前各号の希望申請を提出した保護者に対し、指定の是非について決定したときは、希望申請許可(不許可)書(様式第2号)により速やかにその決定の内容を付して通知しなければならない。

### (入学等時期)

第5条 学校選択制による入学時期は、4月1日を基本とする。

- 2 第2条第3項及び第4項による転入時期は、教育委員会が決定する日とする。  
(学校情報の提供)

第6条 教育委員会は、保護者が学校選択の資料とするための学校紹介パンフレットを作成し、保護者の供覧に付すものとする。

(委任)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、平成31年度の入学及び転入から適用する。